

参考 1 - 2 マレーシア

マレーシア法第 601 号
2000 年集積回路のレイアウト・デザイン法

国王による承認 2000 年 5 月 30 日

マレーシア法第 601 号
2000 年集積回路のレイアウト・デザイン法

目次

第 1 部 前文

第 1 条 略称および施行日

第 2 条 解釈

第 3 条 適用

第 4 条 有資格国の指定

第 2 部 レイアウト・デザインの保護

第 5 条 レイアウト・デザインの保護

第 6 条 保護を受ける資格のある者

第 7 条 レイアウト・デザインの権利保有者

第 8 条 保護の期間

第 3 部 レイアウト・デザインに関わる権利と侵害

第 9 条 権利保有者の権利

第 10 条 権利侵害

第 11 条 侵害に当たらない行為

第 12 条 善意の侵害

第 13 条 侵害に対する訴訟

第 14 条 訴訟の制限

第 15 条 引き渡し命令

第 16 条 処分命令

第 17 条 保護と権利保有者の推定

第 18 条 宣誓供述による証拠

第 4 部 レイアウト・デザインの権利取引

第 19 条 譲渡とライセンス

第 20 条 将来の権利

第 21 条 独占的ライセンシー

第 22 条 同時発生する権利の行使

第 5 部 公的な非商業目的による使用と強制ライセンス

第 23 条 第 5 部における解釈

第 24 条 公的な非商業目的の使用

第 25 条 公的な非商業目的の使用の範囲と性質

第 26 条 公的な非商業目的の使用についての権利保有者への通知義務

第 27 条 公的な非商業目的の使用について権利保有者が報酬を受ける権利

第 28 条 強制ライセンス

第 29 条 強制ライセンスの範囲と性質

第 30 条 高等裁判所による強制ライセンスの失効

第 6 部 雑則

第 31 条 高等裁判所の裁判権

第 32 条 規則

第 33 条 留保事項

マレーシア法第 601 号

2000 年集積回路のレイアウト・デザイン法

マレーシア国内における集積回路のレイアウト・デザインの保護および関連事項を定める法

マレーシア議会により、以下のように制定される。

第 1 部 前文

略称および施行日

第 1 条

- (1) 本法の略称を「2000年集積回路のレイアウト法」とする。
- (2) 本法は官報による公示により首相が定めた日をもって施行されるものとする。

解釈

第 2 条

- (1) 本法において、別段の定めがない場合、

「訴訟」とは、令状あるいは法廷規則が定める別の方法により開始される民事訴訟のことであり、反訴を含む。

「商業的使用」とは、

- (a) 販売あるいは賃貸、その他取引により頒布すること
- (b) 販売・賃貸・その他取引により頒布のために提供又は展示すること
- (c) 販売又は賃貸、その他取引により頒布のために輸入することを含む。

「強制ライセンス」とは、第 9 条に掲げる行為を、保護されているあるレイアウト・デザインの権利保有者の同意なしにマレーシア国内で行うことを許諾することである。

「創作者」とは、レイアウト・デザインのコンピュータ援用設計(CAD)に関して、レイアウト・デザインの創作のために配列を行った者のことである。

「独占ライセンス」とは、権利保有者、あるいはその代理の者により署名された書面によるライセンスで、本来権利保有者のみが行使できる権利をライセン

シーに与え、ライセンスを付与する者を含む他のいかなる者もその権利を持たないことである。

「集積回路」とは、完成品あるいは半製品を問わず、能動素子を少なくとも 1 つ含む素子群と、その相互の接続の一部あるいは全体が、一片の材料の中および上、またはそのいずれかに一体に成形されている製品で、電子的性能を果たすよう意図されているものである。

「レイアウト・デザイン」とは、集積回路の各素子とその相互接続の全体または一部の立体形式による配列、あるいは製造用の集積回路用に準備された上記のような立体形式による配列であり、表現形式を問わない。

「素材形式」とは、レイアウト・デザインに関して、レイアウト・デザインそのもの、またはその主要な部分の複製を可能とする保管方法のことである（可視かどうかは問わない）。

「保護されているレイアウト・デザイン」とは、第 5 条のもとで保護されているレイアウト・デザインのことである。

「有資格国」とは、W T O（世界貿易機関）加盟国又は加盟地域のことで、第 4 条に掲げる国・地域を意味する。

「有資格者」とは、第 6 条の下、本法による保護を受ける資格を持つ者のことである。

「複製」とは、ある素材形式で直接あるいは間接的にレイアウト・デザインを複製する行為またはそのプロセスを意味する。

「権利保有者」とは、第 9 条に掲げる保護を享受するとみなされる者を意味する。

「許諾を得ていない」とは、

- (a) 保護されているレイアウト・デザインの複製に関しては、その複製が保護されているレイアウト・デザインの権利保有者の同意を得ていない場合を言う。
- (b) 保護されているレイアウト・デザインを組み込んでいる集積回路に関して

は、組み込まれた保護されているレイアウト・デザインの権利保有者の同意を得ていない場合を言う。

「WTO（世界貿易機関）協定」とは、1994年4月15日にマラケシュで締結された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」のことである。

- (2) レイアウト・デザインが商業的に使用されたと理解されるのは、レイアウト・デザインそのもの、またはその複製、あるいはそのレイアウト・デザインが組み込まれている集積回路が（その集積回路が別の製品の一部に搭載されているかどうかを問わず）、マレーシア国内・国外で商業的に使用された場合である。
- (3) レイアウト・デザインに関して、（創作以外の）行為の実行と言うとき、レイアウト・デザインの主要な部分に関する行為の実行が含まれる。
- (4) レイアウト・デザインの複製と言うとき、レイアウト・デザインの主要な部分の複製が含まれる。
- (5) あるレイアウト・デザインに沿って作られた集積回路と言うとき、当該レイアウト・デザインの主要な部分が組み込まれている集積回路が含まれる。

適用

第3条

- (1) 本法はレイアウト・デザインに適用されるもので、その創作が本法の施行前であるか施行後であるかは問わないが、レイアウト・デザイン、レイアウト・デザインの複製、レイアウト・デザインが組み込まれている集積回路に関して本法施行前になされた行為については、本法にもとづく訴訟の対象にはならないものとする。
- (2) 本法の何れの部分も、本法施行時に他の成文法にもとづき係争中の知的所有権をめぐる訴訟に影響を及ぼさないものとし、かかる訴訟は適用される成文法に従い最終的な処分まで継続されるものとする。
- (3) 本法の何れの部分も、本法の施行前に所有権が消滅しているレイアウト・デザインに再び保護を与えるものではないものとする。

- (4) 本法は、考え・手続き・プロセス・システム・作動方法・概念・原則又は発見に対しては、レイアウト・デザインにそれぞれがどのような形式で記述・説明・例証・具現化されているかに関係なく、適用されないものとする。

有資格国の指定

第4条

- (1) 首相は、特定の国または領地について、保護されているレイアウト・デザインに関してその権利保有者に適切な保護を与える規定がすでに存在する、あるいはその国・領地の法律にしたがい成立する見込みであると判断する場合、官報に命令を公示することにより、その国または領地を「有資格国」に指定することができる。
- (2) 上記(1)項に関して「権利保有者」とは、有資格者である権利保有者のことである。

第2部 レイアウト・デザインの保護

レイアウト・デザインの保護

第5条

- (1) 本法による保護は、レイアウト・デザインが独創的であり、かつレイアウト・デザイン創作時にその権利保有者が有資格者であった場合に与えられる。
- (2) 上記(1)項に関して、次の何れかにあてはまるレイアウト・デザインを独創的とみなす。
- (a) その創作者自身の知的努力の結果であり、創作された時点でレイアウト・デザインの創作者間および集積回路の製造者間で一般的ではないレイアウト・デザイン、又は
- (b) 一般的な素子あるいは一般的な相互接続を組み合わせてできているものの、その組み合わせ全体を見れば、創作された時点でレイアウト・デザインの創作者間および集積回路の製造者間で一般的ではないレイアウト・デザイン。
- (3) 本法は、創作時点に関係なく、別個に創作された(1)項にあてはまるレイ

アウト・デザインすべてを、たとえ同一である場合でも、第 8 条にもとづき保護する。

- (4) レイアウト・デザインの創作は、一定の素材形式で確立されるか、あるいは集積回路に組み込まれるまでは、完了したとみなされない。

保護を受ける資格のある者

第 6 条

本法によるレイアウト・デザインの保護は、下記の者に与えられるものとする。

- (a) 以下の何れかにあてはまる自然人
 - (i) マレーシアまたは有資格国の国民、又はそこに定住している、あるいは居住している者
 - (ii) マレーシアまたは有資格国でレイアウト・デザインの創造または集積回路の生産を目的とする、実質的及び現実的な工業拠点または商業拠点を持つ者
- (b) 以下の何れかにあてはまる法人
 - (i) マレーシアまたは有資格国で設立あるいは組織されている法人
 - (ii) マレーシアまたは有資格国でレイアウト・デザインの創造または集積回路の生産を目的とする、実質的及び現実的な工業拠点または商業拠点を持つ法人
- (c) マレーシア政府
- (d) 有資格国の政府

レイアウト・デザインの権利保有者

第 7 条

- (1) 別段の合意を除き、レイアウト・デザインの権利保有者は以下の通りとする。
 - (a) レイアウト・デザインが、委託関係や雇用関係の中で創作されたのではない場合、権利保有者はレイアウト・デザインの創作者とする。
 - (b) レイアウト・デザインが委託により創作された場合、権利保有者はレイアウト・デザインの委託元とする。
 - (c) レイアウト・デザインが雇用関係の中で被雇用者により創作された場合、雇用主を権利保有者とする。

- (2) レイアウト・デザインの権利を無資格者と共有している者も、権利保有者となることができる。
- (3) レイアウト・デザインの権利が複数の者により共有されている場合は、以下の通りとする。
 - (a) 本法においての「権利保有者」は、権利保有者全員を意味する。
 - (b) 権利保有者の同意が必要とされる場合、権利保有者全員の同意が必要とされる。
- (4) レイアウト・デザインが複数の者により共有されており、かつその中に本法が意味する範囲内での権利保有者ではない者が含まれる場合、本法規定の保護はレイアウト・デザインの権利保有者により創作された部分についてのみ適用されるものとし、本法における「保護されているレイアウト・デザイン」に関する言及は、それにしたがって解釈される。

保護の期間

第 8 条

- (1) 本法においてレイアウト・デザインの保護は、マレーシア国内あるいは国外で初めて商業的に使用された日から 10 年間とする。
- (2) 上記(1) 項に関係なく、本法におけるレイアウト・デザインの保護は、レイアウト・デザインの創作日から 15 年間で失効するものとする。

第 3 部 レイアウト・デザインに関わる権利と侵害

権利保有者の権利

第 9 条

保護されているレイアウト・デザインの権利保有者は、下記の権利を持つものとする。

- (a) 自らが権利を保有する保護されるレイアウト・デザインの全体または主要な部分を、集積回路へ組み込み、又は別の方法により複製する権利および複製を許諾する権利。
- (b) 自らが権利を保有する保護されているレイアウト・デザイン、そのレイアウト・デザインを組み込んでいる集積回路、このような集積回路を含む製品、この 3 つのうちの何れかを、商業的に使用する権利、あるいはその商業的な使用を許諾する権利。

権利侵害

第 10 条

本法の規定にしたがい、権利保有者の同意なく第 9 条に掲げる行為を実行した者は何者も、保護されるレイアウト・デザインの権利保有者の権利を侵害したとみなされる。

侵害に当たらない行為

第 11 条

以下の場合、保護されているレイアウト・デザインの権利保有者の権利の侵害には当たらない。

- (a) その複製が、保護されているレイアウト・デザインの、第 5 条(1) 項に掲げる独創性の要件に合致しない何れかの部分のものである場合。
- (b) その複製が、商業的使用を目的とせず、私的に行われる場合。
- (c) その複製が評価・分析・研究・教育の何れかの目的のためだけのものである場合。
- (d) 第 5 条(1) 項の独創性に関する要件に合致する他のレイアウト・デザインの創作のために、(c) における評価・分析・研究の結果を使用する目的で行う場合。
- (e) 上記(d) に掲げる他のレイアウト・デザインについて、第 9 条に規定される行為の何れかを実行する目的で行う場合。
- (f) 以下の 2 つの条件を満たす、他の保護されているレイアウト・デザインの権利保有者が、そのレイアウト・デザインについて、第 9 条に規定される行為の何れかを実行する目的で行う場合。
- (i) 初めに言及されている保護されているレイアウト・デザインと同一であること。
- (ii) 独自に開発されていること。
- (g) 保護されているレイアウト・デザインの複製またはそのレイアウト・デザインが組み込まれている集積回路、あるいはこのような集積回路を含む製品を、その複製・集積回路・製品がマレーシア国内外を問わず、権利保有者の同意により商業的に使用されたあとに、商業的に使用するために行う場合。

善意の侵害

第 12 条

- (1) 保護されているレイアウト・デザインの権利保有者の権利は、

- (a) 保護されるレイアウト・デザインの複製
- (b) 保護されているレイアウト・デザインが組み込まれている集積回路であり、許諾を得ていない集積回路、又は
- (c) 上記(b)に掲げる、許諾を得ていない集積回路を含む製品

を商業的に使用する者又は商業的使用を許諾する者が、該当の複製、集積回路又は製品を入手した時点で、場合に応じて、当該複製が許諾を得ていないものであり、当該集積回路が許諾を得ていないものであり、又は当該製品が許諾を得ていない集積回路を含むものであるとは知らず、かつ合理的に考えて知っていたとは期待できない場合、侵害されていないものとする。

- (2) 上記(1)項の者が、場合に応じて、当該複製または集積回路が許諾を得ていないものであること、当該製品が許諾を得ていない集積回路を含んでいることに気づいた場合、又は気づいていたと考えることが合理的である場合は、その者が、権利保有者に以下の通り報償金を支払わない限り、複製、集積回路又は製品の商業的使用に対する(1)項の適用はなされないものとする。すなわち、

- (a) その者と権利保有者との間で合意した金額
- (b) その者と権利保有者との間で合意した方法により算出された金額
- (c) 合意が存在しない場合には、その者または権利保有者の申請により高等裁判所が定めた金額

- (3) 上記(2)項の報償金が、(2)項(c)の通り高等裁判所により定められる場合、その金額は、保護される同様なレイアウト・デザインが自由な交渉によりライセンスされた場合に支払われうる妥当な使用料を考慮し、状況に応じて適切な金額が定められるものとする。

侵害に対する訴訟

第13条

- (1) 本法に従い、権利保有者は、保護されているレイアウト・デザインについて自らが保有する権利の侵害に対し訴訟を提起することができる。
- (2) 本法に従い、(1)項の訴訟で高等裁判所が与える救済には差し止め命令が含まれ、差し止め命令を下す際高等裁判所はその適切と認めるところにしたがい条件を課すことができる。

- (3) 上記(2) 項に掲げる差し止め命令に加え、高等裁判所は本法に従い、その適切と認める条件に基づいて、損害賠償や利益明細書の提出、その他の救済命令を下すことができる。
- (4) 保護されているレイアウト・デザインの権利侵害に対する訴訟において、侵害行為が成立したものの、侵害時点で被告人が、権利侵害となる行為であると認識していなかった場合、または合理的に見て侵害行為であると疑いえるだけの理由が見当たらない場合、原告は侵害に関して被告人に対し損害賠償を求める権利を持たないが、他の救済措置が取られるかどうかに関係なく、侵害に関する利益の明細を得る権利を持つものとする。
- (5) 損害賠償が命ぜられる可能性のある訴訟において、高等裁判所は、侵害行為の悪質さや、その侵害のために被告側に蓄積した利益など、当該の訴訟のあらゆる状況を考慮した上で、損害賠償額を上積みする場合がある。

訴訟の制限

第 14 条

- (1) 本第 3 部にもとづき保護されているレイアウト・デザイン権利保有者の権利を行使する訴訟は、侵害発生日から 6 年の経過以降は、侵害が権利全体に対するものであったとしても一部にに対するものであったとしても、提起できないものとする。
- (2) 本第 3 部にもとづき保護されているレイアウト・デザイン権利保有者の権利の侵害に関しての利益の明細を求める訴訟は、侵害発生日から 6 年の経過以降は提起できないものとする。

引き渡し命令

第 15 条

- (1) 保護されているレイアウト・デザインの権利保有者は、権利保有者が以下の通り信じるに十分な理由がある場合、他者が所有・保管・管理する集積回路又は製品の、権利保有者あるいは高等裁判所が指定する別の者への引き渡し命令を高等裁判所に求めることができる。すなわち、
 - (a) 保護されるレイアウト・デザインが組み込まれている集積回路が商業的に使用される見込みである場合。
 - (b) 保護されているレイアウト・デザインが組み込まれている集積回路を作る

ために、当該の製品がすでに使用されている、あるいはほぼ確実に使用されると権利保有者の知るところとなっているか、あるいはそう信じるに足りる理由を権利保有者が持っている場合。

- (2) 高等裁判所は、第 16 条にもとづく命令も発行する場合、又は第 16 条に基づく命令を下すだけの理由があると判断する場合を除いては、引き渡し命令を出さないものとする。
- (3) 上記(1)項で言う集積回路又は製品が引き渡される者は、本条に基づく命令が下される時点で第 16 条にもとづく命令が発行されていない場合、命令が下されるまで、又は命令を出さないという決定が出るまで、集積回路または製品を第 16 条にもとづき保持する。

処分命令

第 16 条

- (1) 保護されているレイアウト・デザインの権利保有者又は第 15 条に基づき集積回路あるいは製品を引き渡すよう命令された者は、高等裁判所に下記の請求を求めることができる。すなわち、
 - (a) 処分命令、又は
 - (b) 処分命令を出さない決定
- (2) 処分命令は、第 15 条にもとづき引き渡された集積回路又は製品が次の何れかの通り処分するよう命ずるものである。すなわち、
 - (a) 没収して権利保有者に渡す、又は
 - (b) 高等裁判所が定める方法で破棄あるいは処分する
- (3) 高等裁判所は、上記(1)項に基づき、どのような命令または決定を出すかを定めるに際し、申請人に補償を行いかつ申請人の利害を守るため、申請人に可能な他の救済に適切なものがないかどうか考慮するものとする。
- (4) 高等裁判所は、第 15 条の下、引き渡された集積回路や製品の利害関係者に、本第 16 条の下、申請の通知について指示を出すものとする。
- (5) 第 15 条の下、引き渡される集積回路又は製品のいかなる利害関係者も、以下の権利を有する。
 - (a) 通知を受け取ったかどうかに関係なく、本第 16 条にもとづく訴訟の弁論

に出席する。

- (b) 本第 16 条にもとづく訴訟の弁論に出席したかどうかに関係なく、下された命令に対して不服を申し立てる。
- (6)、不服申し立ての提出期間が満了するまで、あるいは、不服申し立て提出期間が正式に終了する前にあっては、その不服申し立てに関する最終決定や放棄までは、本条の下での命令は効力を生じない。
- (7) 第 15 条の下、引き渡される集積回路又は製品の利害関係者が複数いる場合、高等裁判所は、集積回路又は製品を売却するか、あるいは他の方法で処理し、収益を配分するよう指示を出すとともに、高等裁判所が適切とみなす他の命令を下すものとする。
- (8) 高等裁判所が本条の下、命令は下さないと裁定する場合、集積回路又は製品を所有、保管、管理する者は、その集積回路又は製品が第 15 条による引き渡し前である場合は、それを取り戻す権利を持ち、その者または別の者が第 15 条の下で出された引き渡し命令により不当な扱いを受けた場合は、その者または別の者の請求により高等裁判所は、引き渡しにより発生した損害の補償命令を出すことができる。
- (9) 本条のいかなる規定も、弁護士や事務弁護士が、依頼人の代理として職業上行った行為に関連して発生した損害を賠償する責任を定めるものではない。

保護と権利保有者の推定

第 17 条

本第 3 部の下、権利保有者の権利の行使のためのいかなる訴訟においても、被告人が問題に取上げない限り、訴訟の中心であるレイアウト・デザインに関し次のことが前提として想定される

- (a) レイアウト・デザインは保護されているレイアウト・デザインである。
- (b) 原告は保護されているレイアウト・デザインの権利保有者である。

宣誓供述による証拠

第 18 条

- (1) 本第 3 部の下、権利保有者の権利の行使のためのいかなる訴訟においても、下記に関係する事実を主張する宣誓によって、証拠は提出できる。

- (a) レイアウト・デザインが保護されているレイアウト・デザインであること
 - (b) 原告が保護されているレイアウト・デザインの権利保有者であること
- (2) 上記(1) 項に掲げる宣誓供述書の宣誓は、保護されるレイアウト・デザインの権利保有者、又はその公式の代理人によって行える。
- (3) 上記(1) 項の目的のために権利保有者の公式代理人として活動する者は、所定の法廷規則にしたがい、宣誓供述書とともに、書面による委任状を提出するものとする。
- (4) 上記(1) 項に掲げる宣誓は、宣誓供述書に含まれる事実の明白な証拠とされるものとする。
- (5) 一方の当事者の誠実な申し立てにより、高等裁判所が、宣誓供述を行った証人がその内容に関して反対尋問を受けるべきであると判断した場合は、当該証人が反対尋問に現れない限り、又は高等裁判所が、裁量で、訴訟手続きに先立って宣誓供述書を証人の反対尋問のなしでも使用できるとの許可を与えない限り、宣誓供述書は使用されないものとする。
- (6) 高等裁判所は、その訴訟費用裁定権限を歪めることなく、下記に対して訴訟費用を裁定することができる。
- (a) 原告に対しては、
 - (i) (1) 項で言う宣誓供述で、相手を中傷したり、的外れな、その他非良心的な宣誓供述を行った者に対して、又は
 - (i i) 下記のいずれかのことがらが後日判明した場合
 - (A) レイアウト・デザインが保護されているレイアウト・デザインでない場合
 - (B) 原告が保護されているレイアウト・デザインの権利保有者ではない場合
 - (C) 保護されているレイアウト・デザインの権利保有者としての原告の権利が侵害されていない場合
 - (b) 被告に対しては、
 - (i) 宣誓供述書の内容に関して反対尋問のために宣誓供述書の証人出廷を高等裁判所に申請した者、又は
 - (i i) 保護されているレイアウト・デザインの権利保有者としての原告の権利の侵害に対し責任があると結果的に判断された者

(7) 上記(6)項による法廷費用支払いの裁定を下すに際し、高等裁判所は、原告による宣誓供述の結果または宣誓供述人出廷申請の結果、場合により被告または原告が負った実際の法廷費用を考慮するとともに、高等裁判所による裁定法廷費用に限度が設けられている場合でも、(6)項にもとづき、それを越える費用の支払いを命じる場合がある。

第4部 レイアウト・デザインの権利取引

譲渡とライセンス

第19条

- (1) 保護されているレイアウト・デザインの権利は個人的財産であり、譲渡、ライセンス、遺言による相続、法による移転など、法律によるあらゆる方法により移転可能である。
- (2) 譲渡その他の移転は、権利の全体または一部について可能である。
- (3) 第三者に対し、譲渡その他の移転が有効であるのは次の場合に限る。
 - (a) 譲渡その他の移転が文書化されており、かつ譲渡人本人あるいはその代理人により署名されている場合
 - (b) 実質的であろうとも、法的であろうとも、第三者が、譲渡又はその他の移転の通知を持っている場合
- (4) 保護されているレイアウト・デザインの権利が複数の者により共有されている場合、そのうちのひとりの権利保有者による譲渡又はライセンス供与は権利保有者全員による譲渡又はライセンス供与と同様の効果を持ち、権利保有者間での合意に従い、権利保有者のひとりが受け取った利益は、権利保有者全員で平等に配分されるものとする。
- (5) 保護されているレイアウト・デザインの権利に関して権利保有者により付与されたライセンスは、そのライセンスが権利保有者を拘束したのと同じように、ライセンスの(実質的又は法的な)通知なしに誠意を持って有償で購入した者又はそのような購入者から権原を受け継いだ者を除き、権利保有者の利害の権原の承継者に対し拘束力を持つものとする。

将来の権利

第20条

- (1) 保護されているレイアウト・デザインの将来の権利について、権利が生じた時点で権利保有者になる者又はその代理人により署名されている契約書により、その者が、保護されているレイアウト・デザインの将来の権利の全体または一部を、別の者(「譲受人」)に譲渡すると宣言する場合、その権利は生じた時点で、本項により譲受人またはその権原の承継者に帰属するものとする。
- (2) 保護されているレイアウト・デザインの権利が生じた時点で、その権利を保有するはずだった者が死亡している場合、その者の死亡直前に、その者が権利保有者となっていたものとする。
- (3) 保護されているレイアウト・デザインの将来の権利について、権利保有予定者によりライセンスが付与されている場合、そのライセンスは、ライセンスの(実質的又は法的な)通知なしに誠意を持って有償で購入した者またはそのような購入者から権原を受け継いだ者を除き、権原の承継者に対し拘束力を持つものとする。

独占的ライセンシー

第 21 条

- (1) 独占的ライセンシーは、権利保有者に対して持っているのと同じ訴訟権および権利侵害にする救済を得る権利を、権利保有者の権原の承継者に対しても持つものとする。
- (2) 独占的ライセンシーは、権利保有者に対する場合を除き、ライセンスが譲渡であった場合と同じ訴訟権と救済を得る権利を、独占的ライセンス取得後起こる問題について持つものとする。
- (3) 独占的ライセンシーの権利と救済は、権利保有者の権利と救済に一致するものとする。
- (4) 本条の下で独占的ライセンシーが第 3 部によって提起した訴訟において、訴訟者が権利保有者であった場合にその訴訟で本法により被告が利用できる防御は、独占的ライセンシーが相手の場合にも利用できるものとする。

同時発生する権利の行使

第 22 条

- (1) 保護されているレイアウト・デザインの権利保有者の権利侵害に対する訴訟を、第 3 部の下で権利保有者または独占的ライセンシーが起こし、かつその訴訟の全体または一部が、第 3 部により権利保有者または独占的ライセンシーの訴訟権が同時発生するような侵害に関係する場合、場合により権利保有者または独占的ライセンシーは、高等裁判所の休暇時を除いて、他者がその訴訟における原告あるいは被告に加わった場合を除き、その侵害に関係する限りにおいて、訴訟を進める権利を持たないものとする。
- (2) 上記(1)項は、権利保有者又は独占的ライセンシーによる中間的救済を求める請求には適用されない。
- (3) 権利保有者又は独占的ライセンシーが、第 18 条(6)項および(7)項に反することなく、上記(1)項による訴訟の被告に加えられた場合、その者が弁論に出頭あるいは参加した場合を除き、訴訟費用の責任を負わないものとする。
- (4) 保護されているレイアウト・デザインの権利保有者の権利侵害に対する訴訟で、その訴訟の全体または一部が権利保有者又は独占的ライセンシーの訴訟権が同時発生するような侵害に関係する場合は次の通りとする。
 - (a) 高等裁判所は、損害額を算定するにあたり、ライセンスの条件及び当該の侵害について、いずれかの者にすでに支払われた又は払われる金銭的救済について考慮するものとする。
 - (b) 高等裁判所は、当該の訴訟で問題とされている侵害について利益明細の提出を指示する場合、利益の適用については両者の同意にしたがい、高等裁判所が正しいと判断するところにより利益を按分し、そのような按分を有効とすると判断を示す指示を出すものとする。
 - (c) 高等裁判所は、侵害について何れか一方に有利となるように利益明細の提出を指示した場合、もう一方に同じ侵害についての損害の賠償を受けさせないものとする。
 - (d) 侵害に対して両者の一方に有利となるように損害賠償金が支払われた場合や利益明細の提出が指示された場合、同じ侵害に関してもう一方の側に有利となるような利益明細の提出指示は出さないものとする。
- (5) 前(4)項は、権利保有者または独占的ライセンシーが両者とも訴訟に加わっているかどうかに関係なく適用される。

- (6) 権利保有者は第 15 条による引き渡し命令を申請するに先立ち、郵送その他の方法により、保護されているレイアウト・デザインの権利の侵害に対し権利が同時発生する独占的ライセンシーに通知を送るものとし、独占的ライセンシーから申請があった場合は、高等裁判所は、ライセンスの条件を考慮し、その判断に従って引き渡し命令を下すことができる。

第 5 部 公的な非商業目的による使用と強制ライセンス

第 5 部の解釈

第 23 条

- (1) 第 5 部において、「公的な非商業目的」とは、別段の定めがない限り、下記の行為の目的のために行われた行為を意味する。
- (a) マレーシアの防衛および国内の安全、又は
 - (b) 公益
- (2) 独占的ライセンスが、保護されているレイアウト・デザインに関する権利の何れかについて有効である場合、本第 5 部の規定は、保護されているレイアウト・デザインの権利の保有者を独占的ライセンシーと読み替えて適用されるものとする。

公的な非商業目的の使用

第 24 条

- (1) 保護されているレイアウト・デザインに関して、政府、あるいは首相から書面による指名を受けた者により行われた行為は、次の場合には、保護されているレイアウト・デザインの権利保有者の権利侵害には当たらないものとする。
- (a) その行為が公的な非商業的目的で行われること
 - (b) 首相によりその行為の実施が書面で許諾されていること
- (2) 上記(1)項に言及されている許諾は、当該行為の前又は後に出される場合がある。
- (3) 上記(1)項の下、首相決定により権利を侵された権利保有者は、高等裁判所に控訴することができる。
- (4) 上記(3)による控訴についての高等裁判所による決定は、最終的なものとする。

公的な非商業目的の使用の範囲と性質

第 25 条

- (1) 第 24 条の下、保護されているレイアウト・デザインに係る行為の許諾は、
 - (a) 非排他的で、かつ譲渡不可能でなければならない。
 - (b) 第 24 条の下、許諾がなされた公的な非商業目的に限定されていること
 - (c) 第 24 条の下、許諾がなされた条件にしたがっていること
 - (d) 当該の保護されているレイアウト・デザインの販売、保護されているレイアウト・デザイン又は、保護されるレイアウト・デザインが組み込まれている集積回路（集積回路が別の製品に内蔵されているかどうかを問わない）の複製も認めるものではない。
 - (e) 主にマレーシア国内での行為に限定されている。
- (2) 保護されているレイアウト・デザインに関して第 24 条の下で行われる行為は、第 8 条に掲げるレイアウト・デザインの保護期間の計算に入れられないものとする。

公的な非商業目的の使用についての権利保有者への通知義務

第 26 条

- (1) 保護されているレイアウト・デザインについて、第 24 条の下での行為が行われる場合、政府又は首相から書面による指名を受けた者は、場合の応じて次の義務を負う。
 - (a) 国家の非常事態あるいはその他緊急を要する状況下で行為がなされた場合、当該行為について、現実的に可能な範囲でできるだけ迅速に権利保有者に通知する。
 - (b) その他の場合、当該行為がなされたことを権利保有者に迅速に通知する。
- (2) 政府、又は首相から書面による指名を受けた者は、上述の行為の実行について、権利保有者が求める情報を権利保有者に提供するものとする。
- (3) 上記(1)項および(2)項のいかなる条項も、合理的な見地から見てマレーシアの防衛や安全保障上問題になる可能性があるると判断される情報を権利保有者に通知あるいは開示するよう政府又は首相から書面による指名を受けた者に求めるものではない。

公的な非商業目的の使用について権利保有者が報償を受け取る権利

第 27 条

- (1) 政府又は首相から書面による指名を受けた者は、保護されているレイアウト・デザインの権利保有者に次の通り報償を支払うものとする。
 - (a) 権利保有者と、場合により、政府又は指名を受けた者とが合意した金額
 - (b) 権利保有者と、場合により、政府又は指名を受けた者とが合意した方法により算出された金額
 - (c) 合意が存在しないときは、場合により、政府又は指名を受けた者、又は権利保有者の申請により高等裁判所が決定した金額

- (2) (1) 項に掲げる報償額が、同項(c) にしたがって高等裁判所により定められる場合、報償額は、第 24 条の下での許諾についての経済的価値を考慮した適切な金額とする。

強制ライセンス

第 28 条

- (1) 保護される特定のレイアウト・デザインについて、第 9 条に掲げる行為の何れかを行うためライセンスが必要であると主張する者は、下記の何れかの理由に基づいて強制ライセンスの付与を高等裁判所に請求することができる。
 - (a) マレーシア国内で、正当な理由なく、保護されているレイアウト・デザイン、保護されているレイアウト・デザインを組み込んでいる集積回路、そのような集積回路を内蔵する製品の何れも生産されていない場合
 - (b) マレーシア国内で、保護されているレイアウト・デザイン、保護されているレイアウト・デザインを組み込んでいる集積回路、そのような集積回路を内蔵する製品の何れも生産されていない場合
 - (c) マレーシア国内で、保護されているレイアウト・デザイン、保護されているレイアウト・デザインを組み込んでいる集積回路、そのような集積回路を内蔵する製品が生産されているものの、非合理的な高価格で販売されており、正当な理由なく公衆の需要を満たしていない場合

- (2) 上記(1) 項による高等裁判所への請求は、その強制ライセンスの請求者が、妥当な商取引条件で権利保有者から許諾を受ける努力をし、かつ妥当な期間内にライセンスが得られなかった後に限って行われるものとする。

- (3) 上記(1) 項の何れかの理由が成立すると高等裁判所が認めた場合、高等裁判所は、自ら適切と判断する条件で、請求にしたがい強制ライセンスを付

与する命令を下すことができる。

- (4) 高等裁判所はその命令の中に、自ら合理的であるとみなす金額の報償を、強制ライセンスの代償として権利保有者に支払われるよう規定する。
- (5) 上記(4)項の目的のための報償額は、(3)項にしたがい強制的に付与されたライセンスの経済的な価値を考慮し、状況に応じた適切な金額とする。

強制ライセンスの範囲と性質

第29条

- (1) 第28条の下で付与される強制ライセンスは、
 - (a) 非排他的で、かつ譲渡不可能でなければならない
 - (b) 第28条(3)項の下出された命令の中で高等裁判所が定めた権利保有者への報償金支払い条件にしたがっていること
- (2) 保護されるレイアウト・デザインに関して第28条の下で付与された強制ライセンスにより実行された行為は、第8条に掲げる保護されているレイアウト・デザインの期間の計算に入れられないものとする。

高等裁判所による強制ライセンスの失効

第30条

第28条の下で付与された強制ライセンスは、いずれかの利害関係者からの請求にもとづき、強制ライセンスの根拠がすでに存在しないと高等裁判所が判断した場合、高等裁判所は失効させることができる。

第6部 雑則

高等裁判所の裁判権

第31条

別段の定めにかかわらず、高等裁判所は、本法による訴訟および請求すべてについて裁判権を持ち、そのような訴訟及び請求に関して指示を発行したり、命令や裁定を行う権限を持つものとする。

規則

第32条

首相は、下記の目的の一部または全部のために、規則を制定することができる。

- (a) 本法の下で発行される通知の書式を定め、かつそのような通知を発行する者に、通知発行時又は別段の指示時、あるいは両時点で、別段の条件が提示されている場合には、その条件に従う証拠を残すように求めること
- (b) 本法の下で支払われる手数料や料金及びかかる手数料や料金の回収及び配分方法を定めること。
- (c) 本法の規定に意図されている通りの諸事項、またはその規定に十分効果を持たせるために必要とされる諸事項を定め、かつ相当の管理規定を定めること。

留保事項

第 33 条

- (1) あらゆる成文法によって政府をはじめとするすべての者に与えられた権利や特権は、その成文法と本法とに齟齬がある場合を除き、本法のいかなる規定も影響しないものとする。

- (2) 本法のいかなる部分も、政府または政府から権限を受けた者の、関税に係る法律により没収された製品を販売、使用又はその他取引を行う権利に影響しないものとする。